

# 仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画

## 策定協議会の運営について(案)

### 1 会議の公開について

#### (1) 公開・非公開について

会議は原則として公開する。ただし、次の場合には、会長が委員に諮り、非公開とすることができる。

ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合

イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合

ウ その他非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

#### (2) 公開方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度会長が定めるものとする。

#### (3) 傍聴者の遵守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る遵守事項を裏面のとおりに定める。

### 2 議事録の作成について

(1) 議事録は、事務局である仙台市子供未来局子供育成部子供支援給付課が作成する。

(2) 委員全員の署名に代えて、協議会開催の都度、会長及び会長が指名する委員 1 名の計 2 名が署名することとする。

### 3 審議日程(案)

協議会	開催期日	審議予定
第 1 回	7 月 29 日 (金)	実績、子どもの生活に関する実態調査結果の報告等
第 2 回	9 月下旬	計画骨子の検討
第 3 回	10 月中旬	計画素案の検討 (基本目標、施策の基本的な方向性等)
第 4 回	11 月中旬	計画中間案の検討 (施策体系、計画掲載事業等)
第 5 回	2 月中旬	パブリックコメント結果報告、計画最終案の検討

## 会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

仙台市子どもの貧困対策並びに

ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

- 1 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
- 2 はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
- 3 飲食又は喫煙をしないこと
- 4 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の同意を得た場合はこの限りではない。
- 5 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
- 6 その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
- 7 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。